

監査公表

○公表第 14 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、愛媛県知事から包括外部監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和 7 年 1 月 29 日

愛媛県監査委員 高田 健司
同 大石 豪
同 高石 淳
同 帽子 大輔

選定した特定の事件	工事請負費その他の工事に関する財務事務の執行及び管理について
監査の結果に関する報告提出年月日	令和 7 年 3 月 27 日
監査対象機関	西予土木事務所
監査の結果	措置の内容
○随意契約採用に伴う「理由書」未作成について 入札に当たっては、原則競争入札であるため、指名競争入札や随意契約を採用する場合には、「愛媛県工事執行事務取扱規程」の第 4 条において、指名競争入札又は随意契約の方法により契約を締結するときは、その理由書が必要との記載があります。 そのため、本工事の入札に当たっては、随意契約を採用にかかる理由書を作成し、保存しておく必要がありました が、理由書の作成が実施できていませんでした。	(行政経営課) 令和 7 年 10 月 15 日付け通知文書において、理由書を適切に作成するよう注意喚起を行うとともに、記載例を示したひな型を配布した。 また、令和 7 年 6 月に実施した各発注機関への実地調査において書類を確認し、口頭で注意喚起を行った。
○随意契約採用に伴う「建設事業総合管理システム」への対応誤りについて 本工事は、「愛媛県地域維持型契約方式実施要領」に基づき「公募型指名競争入札」を実施していますが、応募者が 1 者であったため、同要領の第 16 条の「入札参加資格を満たす者が 1 者又は 2 者であるときは、当該 1 者又は 2 者から見積書を徴取のうえ、随意契約を行うことができる」を適用しています。適用に当たっては、随意契約へ移行する	(行政経営課) 令和 7 年 6 月から新たに稼働した建設事業総合管理システムの操作マニュアルに注意事項を記載のうえ、令和 7 年 10 月 15 日付け通知文書により周知し、再発防止を図った。

場合、課内の手続きとしては、見積書を徵取して随意契約へ移行する必要があり、「建設事業総合管理システム」に「随意契約」と入力する必要があったところ、「指名競争」と誤って入力したことを理由として、「電子入札システム」や「入札情報公開システム」へ連携送信されてしまい、「えひめ電子入札共同システム」上の入札結果においては「見積書記載金額」に表示されることなく、指名競争入札と同様に「入札書記載金額」に金額表示されています。

この誤入力自体が、開札までの過程や入札結果そのものに影響を与えるものではありませんが、結果公表の表示において明らかに他の随意契約案件と表示が相違することから、要領に示された方法が適切に外部にも開示できるよう、課内の事務処理のチェック体制の強化に一層努めていただく必要があると考えます。